

平成25年度事業計画

第1 警備業務の適正化に関する研修並びに調査研究

- 1 「警備業務の適正化」を図るため、関係行政機関等と緊密な連携を図り犯罪や事故の発生実態等に関する関連情報の収集に努め、必要な内容はその都度、会員に連絡し周知徹底に努める。(全委員会)
- 2 「警備業務の適正化」に関連の深い関係行政機関等と緊密に連携して、意見交換会等を開催し、効率的な本会の運営に努める。(全委員会)
- 3 健全な本会の運営を図るため、全国警備業協会が開催する会議及び研究会等に積極的に参加する。(全委員会)
- 4 健全な本会の運営及び「警備業務の適正化」を図るため、全国警備業協会及び近畿地区の各府県協会と連携し、事務担当者会議及び講師研修会等に参加する。(全委員会)
- 5 「大阪府警備業協会暴力団等反社会的勢力排除連絡協議会」総会等の開催及び大阪府警察等関係行政機関等との緊密な連携の下、暴力団等反社会的勢力の排除に関する各種事業を推進する。(総務)
- 6 警備業の健全な発展を阻害する暴力団等反社会的勢力を排除するため、「暴力団追放府民大会」へ参加するほか、本会を会場とした「不当要求防止責任者講習会」を開催する。(総務)
- 7 女性経営者の「ひまわり会」を対象とした研修会等を開催する。(総務)
- 8 「警備業務の適正化」及び「経営基盤の強化」に必要な知識の向上を目的とした経営者研修会等を開催する。(業務、教育)
- 9 経営基盤の強化と警備員の処遇改善を図るため、労務単価問題の改善等を目的とした調査、研究を行い、関係行政機関等に要望を行う。(業務)
- 10 全国警備業協会が開催する研究会に参加するなど、関係行政機関等と緊密な連携を保持し、労務単価問題の改善に努める。(業務)

第2 法令の規定に基づく講習等の受託事業

- 1 警備員の資質の向上を図るため、新任・現任教育及び特別講習の講師体制の充実に努める。(教育)
- 2 一般社団法人警備員特別講習事業センターと緊密に連携し、適正かつ円滑に特別講習を開催し、警備員の資質の向上を図る施策を実施する。(教育)

第3 警備業者及び警備員等に対する教育訓練

- 1 生活安全産業としての警備業と警備員の社会的地位を高めるための各種事業を推

進する。(全委員会)

- 2 警備業法等関係法令の遵守及び不祥事案の防止に関する各種事業を推進する。

(全委員会)

- 3 「警備業務の適正化」を図るため、関係行政機関等の担当者や学識経験者を講師として招聘し、警備員教育に携わる警備員指導教育責任者等に対する専門的な知識や技術を高めるための研修会等を開催する。(教育、業務)
- 4 全国警備業協会認定資格制度講師、警備員指導教育責任者講習講師及び特別講習講師の育成並びにレベルアップを図るため、全国警備業協会「研修センターふじの」における研修会を受講させる。(教育)
- 5 警備員の専門的知識及び能力の向上を通じて、警備業務実施の適正を図るため、各支部における「レベルアップ講習会」を計画的に開催する。(教育)
- 6 働く意欲のある高齢者等を対象に警備員技能講習を実施し、高齢者等の雇用・就業の機会の確保・支援に関する事業を推進する。(教育)

第4 警備業に関する相談及び苦情の処理

- 1 個人情報適正な取扱い及び苦情処理等に関する必要な事業を推進する。(総務)

- 2 警備業に関する相談及び苦情等に適正に対応するため研修会等を開催する。

(教育、業務)

第5 関係行政機関等と連携した地域安全活動等に対する協力、支援活動

- 1 警備業の社会的責任を果たすため、大阪府、大阪府警察等との連携による防犯・防災意識の普及啓発活動及びその他の事故防止に関する各種事業を推進する。

(防犯・災害)

- 2 景気悪化を背景とし、増加が懸念される凶悪犯罪や街頭犯罪の防止又は治安維持に関する知識及び技術の普及啓発活動を実施する。(防犯・災害)

- 3 関係行政機関等が主催する全国地域安全運動をはじめ「安全なまち大阪」の確立を目指した、街頭キャンペーン活動等へ参加するほか、マグネットシート、リーフレットを活用した防犯、防災及び交通安全意識の普及啓発活動を実施する。(防犯・災害)

- 4 大阪府警察との連携による街頭犯罪の抑止を主眼とした「青色防犯パトロール」や幼稚園、学校、病院等の要請に基づく「護身術教室」を開催するなど、事件・事故の未然防止に寄与する社会貢献活動を実施する。(防犯・災害)

- 5 大阪府警察の情報ネットワークシステムを活用した、大警協「安全安心まちづくり」のネットワークによる「子ども被害情報」の伝達をはじめ、「子ども110番」の登録車両を活用した子どもを犯罪から守る活動を実施する。(防犯・災害)

第6 地域防災及び大規模災害発生時における協力、支援活動

- 1 「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づく支援活動の実効性を高めるため、「大警協安全活動協力隊」の集合訓練等を実施するほか、大阪府等が開催する総合演習や防災訓練へ参加し、有事に備えた災害支援体制を確立する。(防犯・災害)

第7 警備業務における労働災害事故の防止活動

- 1 「警備業務の適正化」及び労働災害の防止並びに熱中症の防止を図るため、本会における警備員教育において受傷事故防止教育及び熱中症対策教育を実施する。(労務、教育)
- 2 消防関係団体の協力を得て、警備員に必要な防火・救命技能の向上に関する講習会を開催する。(労務)
- 3 「警備業務の適正化」及び労働災害の防止を図るための調査・研究のための事業及び各種資料の作成並びに労働安全衛生運動に関する事業を推進する。(労務)
- 4 重大な労災事故を防止するため、「安全パトロール」を実施するなど労災事故防止対策を積極的に推進する。(労務)
- 5 警備業全国安全衛生大会等に積極的に参加し、安全衛生意識の高揚を図る事業を推進する。(労務)
- 6 労働関係法令の遵守及び労働災害保険の加入についての啓発活動を実施する。(労務)
- 7 労働災害防止及び収支改善についての調査・研究を実施する。(労務)

第8 警備技術及び警備用資機材等警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋

- 1 警備技術及び警備用資機材等警備業務に係る全国警備業協会作成の図書等の紹介・斡旋事業を推進する。(総務、教育)

第9 ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動

- 1 警備業の記念日「警備の日」の定着を図るため、各府県協会と連携の下に効果的な広報活動を行うなど、警備業に対する社会の認知度を高めるための各種事業を推進する。(全委員会)
- 2 犯罪、事故、災害の防止に関する専門的な知識や技術を有した警備業に対する社会の理解と協力を得るため、防災展等に参加するなど積極的な広報活動を実施する。(全委員会)
- 3 警備業協会が実施している暴力団等反社会的勢力排除に係る情報や災害支援に関する情報を収集した場合は、ホームページ等を活用して情報発信するなど、社会公共の安全の確保に寄与するための施策を推進する。(総務)
- 4 警備業及び本会の公共性・公益性を広く社会に理解してもらうため、ホームページ

の「トピックス」欄を活用して情報発信するなど、ホームページの改善、掲載内容の充実を図る。(総務)

第10 警備業に関する功労者等に対する表彰

- 1 多年にわたり警備業の健全な発展に積極的に取り組み、社会公共の安全の確保について顕著な業績のあった団体に対する警備業功労団体表彰を行う。(総務)
- 2 多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、社会公共の安全の確保について顕著な功績があった個人に対する警備業功労者表彰を実施する。(総務)
- 3 多年にわたり警備員の教育又は災害時等における関係行政機関等に対する支援・協力(支援・協力を行うための訓練を含む。)に係る活動に従事するなど警備業の健全な発展に顕著な功労のあった個人に対する警備業教育関係等功労者表彰を実施する。(総務)
- 4 本会の行う事業の推進に貢献するなど、本会の運営の目的達成上、特に功労があった個人又は団体に対する警備業協会運営功労表彰を実施する。(総務)
- 5 警備員及び本会の職員としての使命を自覚し旺盛な責任感と勤務意欲をもって職務遂行にあたり、警備業の信頼を高めた者に対する優良警備員表彰を実施する。(総務)
- 6 表彰制度の適正な運用を図るための調査研究を実施する。(総務)

第11 その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 1 全国警備業協会及び関係行政機関等と連携し、「経営基盤の強化」及び「人材の確保と育成」を図るための各種事業を推進する。(全委員会)
- 2 「警備業務の適正化」と経営基盤の強化を図るため、「警備業者賠償責任保険」の定着に向けた普及啓発活動を実施する。(総務)
- 3 会員の情報交換及び親睦を図るための各種事業を推進する。(総務)
- 4 定時総会を平成25年6月に開催し、前年度の事業経過報告、収支決算、その他重要事項を審議する。また、当年度の事業計画及び収支予算書について報告する。(総務)
- 5 理事会は、3箇月に1回以上、概ね5回開催するほか、必要の都度開催する。(総務)
- 6 三役会、支部長会及び業界内理事会を概ね1箇月に1回開催するほか、必要の都度開催する。(総務)
- 7 本会の事業推進のため、必要に応じ関係委員会及び小委員会を開催する。(全委員会)
- 8 各事業における経費等一層の削減を実施する。(全委員会)